

議第 4 号議案

桐生市消防団条例の一部を改正する条例案

上記条例案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び桐生市議会
会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出いたします。

平成 28 年 9 月 14 日提出

提出者 桐生市議会総務委員会
委員長 北 川 久 人

桐生市議会議長 森 山 享 大 様

桐生市消防団条例の一部を改正する条例

桐生市消防団条例(平成17年桐生市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「より」を「基づき」に、「定数」を「定員」に、「ことを目的」を「もの」に改め、

第3条の見出し及び同条中「定数」を「定員」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(種類)

第3条の2 消防団員の種類は、基本消防団員及び機能別消防団員とする。

(1) 基本消防団員とは、機能別消防団員以外の全ての消防団員をいう。

(2) 機能別消防団員とは、市長が定める特定の消防事務に限り従事する消防団員をいう。

第4条を次のように改める。

(任命)

第4条 消防団長は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、消防団長以外の消防団員は、消防団長が次に掲げる資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。

(1) 当該消防団の区域内に居住し、勤務し、又は通学する者

(2) 年齢18歳以上の者

(3) 心身ともに健康であり、消防団員の任務に堪えることができる者

第5条第2号中「禁固」を「禁錮」に改める。

第6条第1項中「消防団長」を「任命権者」に改め、同項第2号中「耐えない」を「堪えない」に改め、同項第4号中「定数」を「定員」に改め、同条第2項各号を次のように改める。

(1) 第4条第1号に該当しなくなったとき。

(2) 前条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

第7条第1項中「消防団長」を「任命権者」に、「ときは、」を「場合においては、」に改め、同項第1号中「並びに条例」を「、条例」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第2号及び第3号中「とき。」を「場合」に改める。

第10条中「であって」を「は、」に改め、「居住地」の次に「、勤務地又は通学する場所」を加え、「消防団員の」を「、消防団員の」に改める。

第13条第1項中「

団 長	年 額	290,600 円
副団長	年 額	222,900 円
分団長	年 額	165,700 円
副分団長	年 額	104,600 円
部 長	年 額	83,700 円
班 長	年 額	66,000 円
団 員	年 額	49,500 円

」を

「

団 長	年 額	290,600 円
副団長	年 額	222,900 円
分団長	年 額	165,700 円
副分団長	年 額	104,600 円
部 長	年 額	83,700 円
班 長	年 額	66,000 円
団 員	基本消防団員 年 額	49,500 円
	機能別消防団員 年 額	25,000 円

」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議第 4 号議案 桐生市消防団条例の一部を改正する条例案

消防団員を確保し、消防団活動の補完・充実を図るため、特定の消防団活動に限定して従事する機能別消防団員制度を導入しようとするものです。